

秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書

秩 父 市
横 瀬 町
皆 野 町
長 瀬 町
小 鹿 野 町
皆野・長瀬下水道組合

秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬下水道組合（以下「関係団体」という。）のし尿処理事業を、関係団体が令和3年度に策定した『秩父地域し尿処理事業広域化基本計画』に基づき、統合することに関する基本事項について、次のとおり覚書を締結する。

（統合の目的）

第1条 この統合は、将来的に新処理施設の建設を進めるに当たり、し尿処理事業の合理的で持続可能な体制の構築、処理の効率化及びコスト縮減を図ることを目的とする。

（統合の期日）

第2条 統合の期日は、令和5年4月1日とする。

（統合の方法等）

第3条 統合の方法は、関係団体のし尿処理事業を統合するものとし、次に掲げる事務を秩父広域市町村圏組合（以下「秩父広域」という。）の一事務とする。

- (1) 生し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。
- (2) 生し尿収集に関すること（小鹿野町を除く。）。
- (3) 浄化槽清掃及び収集運搬の許可に関すること（小鹿野町を除く。）。

（事務所等）

第4条 統合にかかる事務所及び建設準備室（仮称）の位置は、秩父広域が関係団体と協議の上定めるものとする。

- 2 秩父市清流園、皆野・長瀬下水道組合溪流園及び小鹿野町衛生センター（以下「現有施設」という。）に、それぞれ事務所を置く。

（職員等）

第5条 統合時の職員は、第3条各号に掲げる事業に必要な人員を関係団体が秩父広域に派遣する。

- 2 統合後の職員体制は、秩父広域が関係団体と協議の上定めるものとする。

（処理手数料等）

第6条 処理手数料額は、統合前に関係団体のそれぞれで定める手数料額とし、新処

理施設供用開始時から統一の手数料額とするものとする。

- 2 納付方法は、統合前に関係団体のそれぞれで定める方法とし、統合後、数年を目途に納付方法の統一を検討する。

(移管財産)

第7条 第3条各号に掲げる事業を行うための財産は、統合時において、統合前の現有施設が事業の用に供している財産を関係団体が秩父広域に引き継ぐことを原則とし、具体的な財産は、事業の継続性に支障が生じないよう統合前に決定するものとする。

(施設の整備)

第8条 統合後の施設の整備は、建設準備室(仮称)において今後策定する新処理施設建設及び統廃合計画によって推進するものとする。ただし、計画の進捗状況によって、計画を変更できるものとする。

(経費の負担)

第9条 統合後のし尿処理事業に対する経費負担については、次のとおりとする。

- (1) 新処理施設の建設事業費(新処理施設の建設事業に伴う現有施設の改修工事等を含む。)及び新処理施設供用開始後の経費負担については、秩父広域市町村圏組合規約で定めるものとする。
- (2) 前号の経費を除く現有施設に係る全ての経費については、当該施設を利用する自治体(以下「利用自治体」という。)が負担するものとする。この場合において利用自治体が複数の場合(新処理施設の建設事業に伴い、利用する施設が変更になる場合を含む。)は利用自治体間で負担方法を協議して定めるものとする。
- (3) 前2号の経費を除く経費負担は、均等割20%、処理量割80%とするものとする。

(施設統合による課題対処)

第10条 関係団体は、施設統合に当たって、各市町及び住民に著しい損害を与えることのないよう取り組むこととする。

(その他)

第11条 この覚書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた事項については、関係団体が秩父広域と協議の上定めるものとする。

この覚書の証として本書6通を作成し、それぞれ署名の上、1通を保有するものとする。

令和 4年 1月25日

秩 父 市 長

化 塚 篤

横 瀬 町 長

富 田 能 成

皆 野 町 長

石 木 尹 道 也

長 瀬 町 長

大 澤 夕 幸 江

小 鹿 野 町 長

森 真 太 郎

皆野・長瀬下水道組合管理者

大 澤 夕 幸 江